

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について

別紙、意見書を関係方面に提出されたく、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成26年6月27日

伊丹市議会議長  
山内 寛 様

提 出 者

伊丹市議会議員 相崎 佐和子

伊丹市議会議員 北原 速男

伊丹市議会議員 吉井 健二

伊丹市議会議員 上原 秀樹

伊丹市議会議員 杉 一

伊丹市議会議員 小西 彦治

伊丹市議会議員 新内 竜一郎

## 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）

義務教育は、国民として必要な基礎的資質を培うものであり、憲法の要請として、教育の機会均等と全国的な義務教育水準の維持向上を図ることは国の責務である。

そのためにも、義務教育費国庫負担制度は、「国による教育の最低保障」を行うためには不可欠であり、現行教育制度の根幹をなしている。

しかし、義務教育費国庫負担金については、国の負担率が2分の1から3分の1に縮小されたことや、地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体独自に教育条件を十分に整備することには限界がある。

このため、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差も広がりつつある。一方、就学援助受給者の増大にあらわれているように、低所得者層の拡大・固定化が進んでいる。

自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならない。

全国的な教育水準の確保や地方財政を圧迫させないためには、これ以上の国庫負担金の削減はすべきではない。

教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく良質な教育が受けられることは、憲法の保障するところである。

よって、国におかれては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

1. 教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について、制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月27日

伊丹市議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣